

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

この度の「令和6年12月28日からの大雪」により被害を受けられました皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災されたご契約者からお申し出があれば、次のような特別のお取り扱いをいたします。

1. このたびの災害の影響により保険料のお払い込みが困難な場合、法適用日から最長2か月後の末日（2025年3月31日）までを限度に払込猶予期間を設け延長いたします。
※口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまの場合、お客さまの申し出日によっては、口座引き落としが行われる場合がございます。
2. 保険金の請求手続きについて、お手続きに必要な書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。

| 適用都道府県 | 適用市町村 | 法適用日 |
|--------|---|------|
| 青森県 | 青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 平川市 南津軽郡藤崎町 南津軽郡大鰐町 南津軽郡田舎館村 北津軽郡板柳町 北津軽郡鶴田町 | 1月4日 |

お客さまからのお問合せ窓口

コールセンター

フリーコール：0120-088-830

受付時間：午前9時～午後6時（年末年始はお休みをいただいております）